

特定非営利活動法人ふおーらいふ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふおーらいふという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市垂水区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、フリースクールの運営を柱に不登校等の子どもとその親を支援する。幾多の活動を通して、子どもたちの成長と学ぶ権利を保障し、社会の理解を深める活動を行う。さらに青少年及びその周辺の人々が様々な体験・出会いを通して自ら生きていく力やそれぞれの“個”を育てる場の構築と、環境の整備を行う。それによって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 青少年が主体となって総合的に学び、育ちあうフリースクールの運営
- (2) 青少年等への学習およびコミュニケーションに関する支援事業
- (3) 青少年及びその周辺の人々に対する生涯学習の機会と場の提供
- (4) 教育や不登校、子育ての悩みなどについての相談及び支援・情報提供活動
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業

第3章 NPO会員及び支援会員

(種別)

第6条 この法人の構成は、次の2種とし、NPO会員をもって特定非営利活動促進法(以

下「法」という。)上の社員とする。

- (1) NPO会員 この法人の目的に賛同して入会し、主体的に活動を担う個人
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同して活動を支援しようとする個人及び団体

(NPO会員の入会)

第7条 NPO会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 個人にあつては満20歳以上であること。
- (2) 個人にあつては成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- 2 NPO会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事会は、前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(NPO会員の入会金及び会費)

第8条 NPO会員は、総会において別に定める会員入会金及び年会費を納入しなければならない。

(NPO会員の資格の喪失)

第9条 NPO会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(NPO会員の退会)

第10条 NPO会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会をすることができる。

(NPO会員の除名)

第11条 NPO会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定によりNPO会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(支援会員の入会及び会費)

第12条 この法人の目的に賛同して活動を支援しようとする個人又は団体で、支援会費を納入したものを支援会員とする。

2 支援会員の納入方法及び額は、理事会において別に定める。

(支援会員の資格の喪失)

第13条 支援会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は支援会員である団体が消滅したとき。
- (2) 支援会員の納入の継続がなかったとき。
- (3) 除名されたとき。

(支援会員の退会)

第14条 支援会員は、理事長へ退会の届を提出して、任意に退会することができる。

(支援会員の除名)

第15条 支援会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第16条 既に納入した会員入会金、年会費、支援会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上15名以内
- (2) 監事1名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち2名まで副理事長を置くことができる。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第21条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任する

ことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第23条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 前項の規定は、理事が職員を兼任し職員としての給料を受けることを妨げない。
- 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、事務局(職員)を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 会議

(種別)

第25条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第26条 総会は、NPO会員をもって構成する。

(総会の権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会員入会金及び年会費の額
- (7) 借入金（1年以内に償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第28条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) NPO会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第19条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第30条 総会の議長は、その総会に出席したNPO会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第31条 総会は、NPO会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席したNPO会員の過半数の求めがある場合、あらかじめ通知しない事項についても議決できるものとする。

- 2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席したNPO会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第33条 各会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できないNPO会員は、あらかじめ通知された事項について、書面によって表決し、又は他のNPO会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決したNPO会員は、前2条の規定の適用については出席した

ものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有するNPO会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第34条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) NPO会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第35条 理事会は理事をもって開催する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第37条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第19条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面に

より、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項によって書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) NPO会員入会金及び、年会費、支援会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席したNPO会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて兵庫県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) NPO会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 兵庫県知事による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、NPO会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければならない。

(清算人の選定)

第55条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は法

第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会においてNPO会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、兵庫県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人が掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

理 事 長	中 林	和 子
副理事長	網 野	夏 子
理 事	羽 下	大 信
理 事	高 宮	男
理 事	泉	敬 子
理 事	近 藤	妙 子
理 事	田 中	ま ち 子
理 事	大 多	和 光 一
監 事	近 藤	壽 夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年度通常総会終了時までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年3月31日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初のNPO会員の入会金及び年会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、このうち成立の日以前に任意団体フリースクール **For Life** に入会金及び年会費を納入した者でNPO会員を希望する者は、初年度の入会金及び年会費は免除する。
- (1) NPO会員 (入会金)10,000円 (年会費)5,000円
- (2) 支援会員 (入会金) なし (年会費)3,000円/口・・・個人
(年会費)5,000円/口・・・団体